

随意契約理由書

件名	名谷ポンプ場 非常用発電設備点検整備
契約の相手方	シンフォニアエンジニアリング株式会社 兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>(1) 本業務は、非常用発電設備の点検整備を行うものである。本業務対象の設備・機器は、シンフォニアテクノロジー(株)が製作を行ったものであり、上記契約の相手方は、シンフォニアテクノロジー(株)が阪神地区において唯一、機器の保守点検業務を技術提携している。ゆえに、機器の詳細を熟知しており、能率よく正確に実施できる。</p> <p>(2) 本業務対象の設備・機器の内部点検、調整にあたっては、製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要し、他の業者では実施は不可能である。</p> <p>以上により、本業務の実施に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 事業部 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)